

3 「具体的な取り組み」について

目的・課題、内容についてご記載ください。

【目的・課題（どのような地域課題があるか）】

【記載例】

・●●地域には「■■～～■■」という地域課題がある。地域ごとのまちづくり計画に記載している「▲▲～～▲▲」を実現することで、▼▼が推進され、地域課題の解決につながると考えている。

別紙「バス路線に関する対話に向けた準備」書面を令和5年6月24日開催の運営委員会にて配布し、書面内容に不足や間違いが無いか各自治会さんなどに持ち帰って頂き、7月22日運営委員会にてご意見などを伺ったところ、本件に関して別のご意見など無く原案通り問題点の解決に向けて対応をお願い致します。

【内容（何をするのか、いつするのか等）】

【記載例】

- ・「計画の内容を実現するため、●年●月頃までに■■を実施したい。」
 - ・「計画内容の実現に向けて、まずは行政の関係課と協議を実施したい。」等
- ※ 既に取り組んでいる事業の場合は「これまでの取り組み」や「これまで対話を進めてきた関係課及び対話の状況」等もご記入ください

上記計画内容の実現に向けて、行政の関係各課並びに運送会社との協議を実施したい。

バス路線に関する対話に向けた準備

昨年度、運営委員会でも取り上げられてきた「通勤・通学時間のバスの増便要望(中山からのバス路線等)」(まちづくり計画取組番号24)について、行政との対話に向けて一定の意見集約を行いたいと考えます。

1. 現状把握

(ア) 希望として

- ・ 通勤時間帯の増便
- ・ 市民病院への直通路線回復

など「利用したくなる」利便性を公共交通機関として住民側に提供して頂きたい。そうすることで、利用が増える結果となるのではないかと考えます。

(イ) バス会社として

路線の見直し、減便、廃止は、利用者が少なくなった事から採算が合わない路線を対象に行われている。

一定数以上の方が利用する事を条件に、期間を定めて路線・便数を維持して運航を行う協定を別の所で行った事が過去にもありますが、結果として利用者を増やす(維持)する事が出来なかった経緯がある。

(ウ) 代替案はあるのか

- ・ 電動車いすの貸し出しによる自力移動(一定の要件あり)
障害のある方に対しての購入補助制度や、介護保険制度としての貸与サービスはあります。
- ・ のりあいタクシー(循環バスみたいな)の運行
すでにバスが運行している路線地域に勝手に運行することはできませんので、交通事業者との調整が不可欠となります。さらに、どの程度どのような目的での需要があるか把握し、持続的運行をしていく為に地域の積極的な取組が必要となります。
- ・ 相乗りタクシーを利用
タクシー業者がアプリを利用して運用していますが、そもそも利用者がアプリを使えることを前提としており高齢者にはハードルが高い。また、一般のタクシーも運転手不足などの諸情勢もあり、通勤時間帯などの使いたい時間にタクシーがない状況にあります。
尚、市内でサービスを提供している事業者はまだありません。

2. 対話に向けての流れ

今回の問題は、安倉地区に限らず他の地区でも同様に問題とされています。

まずは、市とまちづくり協議会とで対話の場を持たせていただき、そこでの要望を市からバス会社に伝えるという流れになります。

3. 問題点の整理

今回の問題は、利用する方の目的によりその対応が変わりますので、要望(困っている方)の多い、下記2項目に整理していきたいと思います。

(ア) 通勤時間帯の便数確保

朝夕の通勤時間帯に、車を運転できない(車がない)方の移動手段をどの様に確保できるか。

増便が見込めない場合、例えば自転車での移動を補助する制度や歩道や自転車道の整備、駐輪場の拡充、タクシーの台数補助など、代案が検討できないか。

(イ) 市民病院への直通路線確保

公共交通機関の社会的責務として、路線を整備していただきたい。

路線が確保できない場合、市民病院の送迎バスとして路線を確保するなどの代案を検討できないか。

4. ご意見をお聞かせください。

上記の方向で対話を進めていきたいと考えていますが、如何でしょうか？

各自治会さんなどで、「ここは、もっとこうしてほしい。」「これは必ず伝えたい。」といった事はないでしょうか？

次回(7月)の運営委員会でご意見頂戴できますようお願いいたします。